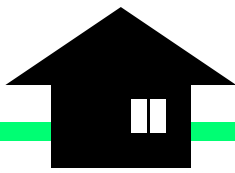


太子町空家バンク関連補助金

空家バンクに登録した空家等の



“所有者さん”



が受けることができる補助金

太子町空家バンク固定資産税補助金

【補助対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・空家バンクに登録した空家等の所有者
- ・当該空家等の固定資産税を支払った者
- ・町税の滞納がない者

【補助内容】 空家バンクを利用した日の属する年度に支払った当該空家等の固定資産税の1/2で3万円が限度（2か年度分が上限）

※空家バンクの空家等登録の有効期限は2年間です。

※空家バンクに一度登録された後の、再登録については、補助の対象にはなりません。

太子町空家バンク家財道具等処分補助金

【補助対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・空家バンクに登録した空家の所有者
- ・当該空家にある家財道具等の処分を行う者
- ・町税の滞納がない者
- ・当該空家の売買又は賃貸借等の契約をした者（契約の相手方が三親等以内の親族は除く。）

【補助内容】 家財道具等の処分に係る収集運搬及び処分代行業者への委託料、又は、分別作業代行業者への委託料の全部で10万円が限度

※補助金の申請は、家財道具等の処分を行う前に、事前協議の手続きをしてください。

※補助金の交付は、当該空家の売買又は賃貸借等の契約が締結された後になります。

太子町空家バンク仲介手数料補助金

【補助対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・空家バンクに登録した空家等の所有者
- ・当該空家等の売買又は賃貸借の契約に係る仲介手数料を支払った者（契約の相手方が三親等以内の親族は除く。）
- ・町税の滞納がない者

【補助内容】 売買契約の場合 売買契約に係る仲介手数料の全部で20万円が限度
賃貸借契約の場合 賃貸借契約に係る仲介手数料の全部で5万円が限度

太子町空家バンク関連補助金



空家バンクに登録した空家等の



“利用者さん”（購入者）

が受けることができる補助金

太子町空家バンク子育て世帯定住支援事業補助金

【補助対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・空家バンクに登録された空家等の購入者（契約の相手方が三親等以内の親族は除く。）
- ・町外からの転入、又は町内の賃貸住宅から転居した子育て世帯（同一世帯内で義務教育終了前の子どもと同居している世帯）
- ・町税の滞納がない者

【補助内容】 空家等の購入費の全部で50万円が限度

※出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもも対象となります。

太子町空家バンクリフォーム補助金

【補助対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・空家バンクに登録された空家の購入者（契約の相手方が三親等以内の親族は除く。）
- ・当該空家のリフォーム工事を行う者
- ・町税の滞納がない者

【補助内容】 リフォーム工事費の全部で50万円が限度

※補助金の申請は、リフォーム工事の着手前に交付申請の手続きをしてください。

※対象のリフォーム工事は、増築、改築、外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事です。（新築、外構工事、物置や車庫の設置費、家具家電等の購入費等は対象外）

【問合せ先】



太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：太子町大字山田88番

TEL：0721-98-5523

FAX：0721-98-4514

耐震診断、耐震改修、
除却の補助事業もござ
いますので該当する場
合はあわせてご活用く
ださい！

